

砺波市農業委員会 1月総会議事録

開催日時 令和5年1月6日（金）午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 24名

1番	老 健	15番	土田 英雄
2番	鴨井 克之	16番	江成 周彦
3番	境 真由美	17番	樋掛 雅彦
5番	川邊 洋	19番	平木 哲
6番	源通 一郎	21番	山本 憲政
7番	松原 光雄	22番	宮崎 雄介
8番	飯田 輝一	23番	原野 敬司
9番	堀田 敬三	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	25番	石田 智久
11番	吉田 一馬	26番	飛田 明雄
12番	片山 雅喜	27番	野原 外茂雄
14番	川邊 孝之	29番	西原 登

欠席した委員 5名

4番	舘 和香子	20番	山本 涉
13番	黒田 英嗣	28番	吉田 孝夫
18番	亀永 理恵		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

- 1) 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 2) 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。
定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度・砺波市農業委員会
1月総会」を開会いたします。それでは、会議に先立ちまして、平木会長
が開会の挨拶を申し上げます。

会長 明けましておめでとうございます。昨年中は農業委員会業務において多
くのご助力をいただきありがとうございました。

さて、私は月に1回農業会議が開催する会議に出席していますが、そこ
では県内で申請された面積30アール以上の農地転用について審議して
おります。県内各地でも農地の転用が進み、優良な農地がだんだんと減っ
てきているようです。物価高や気候変動などもあり将来の展望も見通せな
い中ではありますが、農業委員として農地が適正に利用されていくよう見
守っていきたいと思っています。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告いたします。本日は、在任委員29名中24名が出席さ
れています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定
により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第にしたがいまして進め
させていただきます。

なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務める
ことになっておりますので、平木会長に議長をお願いしたいと存じます。
それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させてい
ただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号11番 吉田 一馬 委員・議席番号12番 片山
雅喜委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第28号 農地法第4条第1項の規定
による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願
います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。当地区はこの度、砺波市出町東部第三土地区画整理事業の施行区域となり、道路等が整備されることとなりました。事業区域全体の配置等の関係により、自己所有農地に住宅を建て替える必要が生じたものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第28号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 源通委員、どうぞ。

源通委員 住宅だけではなく農機具倉庫、作業場を敷地内に建築することから、通常より多くの面積が必要となり転用面積が大きくなっています。今年度の作付けについては、農作業場等もあわせて建て替えを行うことに伴い農作業ができないため、他の耕作者の方に依頼されます。来年度以降は耕作を再開する予定です。ご承認よろしく申し上げます。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第28号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第29号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第2種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当しません。譲渡人と譲受人は親族関係にあり、砺波市野村島地内にて同居しております。子供が成長するにつれ既存宅地では手狭になったため、実家に近接した農地に分家住宅を建築するものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。以前実家であった宅地及び申請地ほか3筆を利用して譲渡人の親族が事業を営んでいました。土地の所有者である譲渡人の父が死亡したことに伴い、相続の手続きを済ませ、前述の土地を譲受人に譲る手続きを進めていたところ、敷地の一部が田であることが判明したため、現況に合わせるものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第29号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 川邊委員、どうぞ。

川邊洋委員 1番について、申請地は以前に農用地区域からの除外申請を行った農地です。既存宅地での同居も検討しましたが難しく、近隣で分家住宅敷地として申請されました。ご承認よろしく願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 山本委員、どうぞ。

山本憲委員 2番について、違反転用であったものですが、申請地と一体として譲受人が事業のために宅地として利用することから是正を図るものです。譲渡人からは始末書の提出もあります。ご承認よろしく申し上げます。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第29号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第30号農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用賃借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと併せてご覧ください。
申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。譲受人は28年間矯正歯科医として勤務しており、独立開業を望んでいたところ、申請地において話がまとまったものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の21ページから25ページまでと併せてご覧ください。
申請地は、農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時転用」に該当します。隣接の発電所の老朽化に伴い大規模改良工事を実施する計画としており、その際に発生する土砂の仮置き場として申請地を利用するものです。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の26ページから30ページまでと併せてご覧ください。
申請地は、農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時転用」に該当します。鉄塔建替工事に伴い、現場事務所や資材置場等が必要であり、近隣の非農地では貸借期間の関係等により折り合いがつかなかったため、申請地を一時的に転用するものです。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第30号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 1番について、国道から10メートルほど中に入った位置にあり、医院を開業する際には非常に条件のよい場所ということで申請があったものです。ご承認よろしく申し上げます。

委員 (「はい」の声あり)

議長 長 原野委員、どうぞ。

原野委員 3番について、耐用年数の経過により鉄塔の建て替え工事を行うために必要な仮事務所や資材置き場として利用します。申請地は農地としての条件が悪く耕作されていなかったことから、一時転用することによる農業への影響はありません。ご承認よろしく申し上げます。

議長 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第30号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号・報告第2号・報告第3号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号説明・報告第3号)

議長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 30)